

教高第534号  
昭和61年6月25日

各県立学校長  
各課所館長  
文教政策室長

埼玉県教育委員会教育長

扶養手当認定事務の取扱いについて(通知)

・最終改正 平成23年1月12日教職第1270号・

このことについて、下記のとおり学校職員の扶養手当に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第16号。以下「学校職員規則」という。）及び扶養手当に関する規則（昭和61年埼玉県人事委員会規則7-491。以下「職員規則」という。）が制定され、昭和61年6月6日付け教高第450号及び昭和61年6月6日付け人委第149号によりそれぞれの運用が通知されたところであるが、職員の扶養親族の認定等については、これらのほか別記により実施してください。

なお、これに伴い昭和49年1月8日付け教学二第419号は廃止します。

## 別記

### 第1 扶養親族

職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号。以下「条例」という。）第8条第2項各号は、次により取扱うものとする。

- (1) 「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）」のうち「配偶者」とは、民法に従い届出を行った妻又は夫をいい、「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの」とは、結婚式挙行の日以後においても婚姻届を行っていないもの及びいわゆる内縁関係にあるものをいう。
- (2) 「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫」のうち「子」とは、実子（嫡出でない場合は認知した子に限る。）又は養子をいい、「孫」とは、実子の実子若しくは養子又は養子の実子若しくは養子をいう。「養子」とは、民法に従い養子縁組をしたものをいう。
- (3) 「満60歳以上の父母及び祖父母」のうち「父母」とは、実父母又は養父母をいい、「祖父母」とは、実父母の実父母若しくは養父母又は養父母の実父母若しくは養父母をいう。「養父母」とは、民法に従い養子縁組をしたものをいう。
- (4) 「満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹」とは、血族である弟妹または、養父若しくは養母の実子若しくは養子をいう。
- (5) 条例第8条第2項第5号に掲げる者は、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障害をきたし、一般に終身労務に服することができない程度のものをいう。

### 第2 扶養親族の届出

- 1 学校職員規則第3条第1項又は職員規則第3条第1項の扶養親族届は、1通作成し、所属長に提出するものとする。
- 2 学校職員規則第4条第4項又は職員規則第4条第4項の「扶養の事実等を証明するに足る書類」とは、原則として別表「証明書類一覧表」に掲げるものとし、扶養親族届と同時に提出するものとするが、やむを得ずその添付する書類が間に合わない場合は、扶養親族届の提出後において、提出することができる。
- 3 前項の場合において、学校職員規則第3条第2項又は職員規則第3条第2項の総務事務システム（以下「総務事務システム」という。）により届け出たときは、総務事務システムの届出とともに、前項の添付する書類を任命権者（その委任を受けた者を含む。）に提出するものとする。

### 第3 認定

- 1 県立学校職員及び教育局等職員に係る認定は、総務事務センター所長が行う。
- 2 市町村（さいたま市を除く。）立学校職員に係る認定は、埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成18年埼玉県教育委員会規則第32号）に基づき、当該職員の所属校を管轄する市町村教育委員会（その委任を受けた者を含む。）が行う。
- 3 さいたま市立学校職員に係る認定は、さいたま市教育委員会（その委任を受けた者を含む。）が行う。

### 第4 認定基準

- 1 紙料、賃金及びこれらの性質を有する給与所得等月を単位として相当長期間にわたつて収入のある所得（以下「給与所得等」という。）を有する場合においては、当該給与所得等の月額が規則第2条第2号に定める額の12分の1以上ある場合は、扶養親族として認定することはできないものとする。
- 2 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合に、その職員が主たる扶養者であるかどうかは、それらの扶養者の資力、収入及び生計の実態並びに社会常識等を考慮して、職員が主たる扶養者であると認められる資料の提示がある場合に限る。

ただし、生計の実態等を考慮して、職員と他の扶養者のいずれも主たる扶養者であると同等に認められ、それらの扶養者の収入が同程度の場合は、届出に係る職員を主たる扶養者と認定することができるものとする。この場合において、「収入が同程度の場合」とは、職員又は他の扶養者の収入の額が、これらの者のうち最も収入の多い者の収入の額に100の90を乗じて得た額以上である場合をいう。
- 3 被扶養者が複数いる場合においては、それらの被扶養者の主たる扶養者を必ずしも同一人とみなすことはせず、生計の実態等を確認した上で、被扶養者の一部の者について職員が主たる扶養者であると認められる場合は、当該被扶養者を職員の扶養親族として認定することができるものとする。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 4 第2項及び第3項において、職員が他の職員（条例適用職員以外の常勤の県費支弁の者を含む。以下同じ。）と生計を共にしている場合は、届出に係る職員を主たる扶養者と認めることができるものとする。この場合においては、生計の実態等の確認は必要ないものとする。
- 5 職員が他の職員と生計を共にしている場合で、当該職員間に複数の共通の扶養親族がいるときは、当該扶養親族を分割して認定する際にも、当該扶養親族に対する扶養手当の月額は、次に定める額（当該扶養親族が条例第8条第4項に規定する特定期間にある子である場合は、当該額に同項に規定する額を加算した額）とする。
  - (1) 共通の扶養親族が2人以上いる場合で、職員及び他の職員がいずれも配偶者のない職員であるとき、又はそのいずれか一方が配偶者のない職員であるときは、そのうちの1人については、11,000円
  - (2) その他の場合は、6,500円
- 6 別居している者を扶養している場合は、仕送り等、職員が生計の維持者と認められるときに限る。

## 第5 事後の確認

- 1 学校職員規則第5条又は職員規則第5条の規定に基づく扶養親族たる要件を具備しているか等の確認は、少なくとも毎年度1回行うものとし、この場合、必要な書類の提出を求めるものとする。なお、扶養親族の所得の状況の確認については、所得に関する申立書（様式第3号）及び所得証明願（様式4号）又はその他の所得等を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書、年金改定通知書、給与明細書等）の写等の提出を求めるものとする。

ただし、共済組合の組合員証の更新等のため、所属に提出された書類で確認ができる場合は、新たに提出を求める必要はないものとする。

2 前項に定める所得に関する申立書は、当該申立書に記載すべき事項を総務事務システムに記録したときは、当該記録をもつて当該申立書に代えることができる。

#### 第6 扶養の事実の生じた日等

1 扶養手当の支給の開始及び増額の改定は、次に掲げるそれぞれの事実の生じた日に基づいて行うものとする。なお、「15日」の起算日は、民法第140条の例により事実の生じた日の翌日（その事実が午前〇時に生じたときはその日）とし、15日目にあたる日が週休日、休日等に該当する場合はその翌日をもつて満了する。

- (1) 新たに職員となつた場合 その発令日
- (2) 婚姻の場合 事実上婚姻関係と同様の事情の生じた日（通常の場合結婚式挙行の日）、ただし内縁関係については、扶養親族届を受理した日
- (3) 出生の場合 出生の日
- (4) 養子縁組の場合 戸籍上における養子縁組の日
- (5) 満60歳に達した日 満60歳の誕生日
- (6) 離職した場合 離職した日の翌日
- (7) 配偶者を欠いた場合 その欠くこととなつた日
- (8) 所得額が規則第2条に掲げる額未満となつた場合 その未満となつた日
- (9) 失業給付の受給が終了した場合 支給期間終了の日の翌日
- (10) その他の場合 扶養親族届を受理した日

2 扶養手当の支給の終了及び減額の改定は、次に掲げるそれぞれの事実の生じた日に基づいて行うものとする。

- (1) 職員が離職し、又は死亡した場合 異職し、又は死亡した日
- (2) 離婚又は離縁の場合 戸籍上におけるその日。ただし、内縁関係の解消については、その事情の生じた日
- (3) 死亡の場合 死亡した日
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの場合満22歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日（扶養親族届の提出（総務事務システムによる届出を含む。）は要しない。）
- (5) 就職の場合 就職した日
- (6) 配偶者を有することとなつた場合 その有することとなつた日
- (7) 所得額が規則第2条に掲げる額以上見込まれる場合 その見込まれる日
- (8) 失業給付を受給する場合 支給期間開始の日（1か月相当分の受給額が規則第2条に掲げる額の12分の1以上となる場合）
- (9) その他の場合 その事実の生じた日

3 扶養親族のうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合の当該子に係る条例第8条第4項に規定する額を手当額に加算する改定は、当該子が満15歳に達する日（誕生日の前日）後の最初の4月1日から行うものとする。なお、この場合においては扶養親族届の提出（総務事務システムによる届出を含む。）は要しない。

4 職員が他の職員と生計を共にしている場合で、共通の扶養親族を分割して認定するときは、他の職員の所属長（当該他の職員が総務事務システムにより届け出てい

る場合は、総務事務センター所長）に当該他の職員の扶養の状況を確認するものとする。

5 前項の場合において、当該他の職員が総務事務システムにより扶養の状況を届け出ている場合で、総務事務センター所長が認定するときは、総務事務システムにより当該他の職員の扶養の状況を確認するものとする。

#### 第7 扶養親族届及び扶養手当認定簿

県立学校に勤務する職員のうち職員の給与に関する条例の適用を受ける者の扶養親族届及び扶養手当認定簿の様式は、昭和61年6月6日付け教高第450号による別紙様式第1及び別紙様式第2を使用するものとする。

## 別 表

## 証 明 書 類 一 覧 表

		証 明 書 類	
扶養親族の要件を具備した場合	扶養親族の範囲	同 居	別 居
	(1) 配偶者	1 「所得に関する申立書」(様式第3号。以下同じ。) 2 「所得証明願」(様式第4号。以下同じ。)又はその他の所得等を証明する書類。ただし、離職等による場合は、その辞令等の写 3 「住民票記載事項証明願」(様式第5号又は第5-2号。以下同じ。)	1 左の同居欄に掲げる証明書類 2 左の扶養親族と同居している者の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」(様式第7号。以下同じ。) 3 「仕送りに関する申立書」(様式第8号。以下同じ。)
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1 「所得に関する申立書」(義務教育修了前の者を除く。) 2 「所得証明願」又はその他の所得等を証明する書類(義務教育修了前の者を除く。)ただし、離職等による場合は、その辞令等の写 3 「住民票記載事項証明願」 4 夫婦共働き(共に埼玉県費支弁の職員である場合を除く。以下同じ。)で生計を維持しているときは、扶養親族届を行った職員の配偶者の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」	1 左の同居欄に掲げる証明書類 2 左の扶養親族と同居している者の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 3 「仕送りに関する申立書」
	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫 満60歳以上の父母及び祖父母	1 「所得に関する申立書」 2 「所得証明願」又はその他の所得等を証明する書類。ただし、離職等による場合は、その辞令の写 3 「住民票記載事項証明願」 4 同居している他の扶養義務者の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」	1 左の同居欄に掲げる証明書類 2 左の扶養親族と同居している者の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 3 「仕送りに関する申立書」
	(4) 条例第8条第2項第5号に掲げる者	1 「所得に関する申立書」 2 「所得証明願」又はその他の所得等を証明する書類 3 「医師の診断書」 4 同居している他の扶養義務者の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」	1 左の同居欄に掲げる証明書類 2 左の扶養親族と同居している者の勤務先等からの「扶養・家族手当等に関する証明書」 3 「仕送りに関する申立書」
	(1) 離婚した配偶者 離縁した養父母、養子	「証人証明書」(様式第6号)	
	(2) 所得が生じた被扶養者	所得を生じるに至った日(就職の場合の辞令等)を証明する書類	

注1 失業給付の受給に関する認定・取消をする場合は、「雇用保険受給資格者証」の写の提出を求めるものとする。

注2 証明書類の様式については、市役所等の所定の様式でもよい。

注3 その他の所得等を証明する書類とは、源泉徴収票、確定申告書、年金改定通知書、給与明細書等をいう。

注4 証明書類は写でもよい。